

空き家対策に関するアンケート

令和2年10月14日

市町村名 草加市

部署名 都市計画課、くらし安全課

ご担当者名 _____

ご連絡先 都市計画課 048-922-1896

くらし安全課 048-922-3642

メールアドレス _____

①空き家対策を実施している中で、どのような課題・問題点がありますか？

- ・所有者が多数いる案件では調査に時間を要するのと、仮に全員判明したとしても、意見がそろわなければ処分ができず対応できない法律の壁。
- ・土地や建物に抵当権が付いており、抵当権者の行方が分かればまだよいが、行方が分からず抹消するために話をすることすらできないなどといった権利関係が複雑な空き家。
- ・空き家が未接道地で再建築不可な案件。
- ・相続人不存在や行方不明等といった所有者がいななかったり、所在が分からなかったりする空き家。
- ・所有者は判明しているが、認知症や精神疾患を患っており、それでいて後見相当でない中途半端な病状でかつ、親族がいない案件。
- ・所有者は判明しているが、生活保護を受給しており、金銭面で対応することができない案件。

②現在どのような対策を実施していますか？また、今後実施する予定の対策はありますか？

- ・所有者の調査と対応依頼。
- ・シルバー人材センターや埼玉県が行っている空き家持ち主応援隊の紹介。
- ・特定空家の認定と改善指導、勧告、命令等。
- ・相続財産管理人制度・不在者財産管理人制度の活用。
- ・空き家バンクの周知・広報

別 紙

③宅建業者が空き家対策に協力できることはありますか？

- ・公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部と協定を結んでおりまして、協定に基づいて、相続財産管理人・不在者財産管理人選任申立をする際に建物査定額を出していただき、該当物件が換価可能であることを家庭裁判所へ説明する際の添付資料として役立てさせていただいております。
- ・まだ形は定まっていませんが、空き家の所有者より、空き家の処分に苦慮しているので業者を紹介してほしいとの要望があった際に協定に基づいて相談が受けられる体制の調整を行ってもらっているところです。

大変お忙しい中をご協力いただき、誠にありがとうございました。

※データでご提供いただけるものがございましたら、下記までご送付をお願い致します。

※いただいたアンケートの回答は本会のホームページに公開するほか、本会の会議において利用する以外の用途で利用することはございません。

提出期限：令和2年10月30日（金）
返信先：メール：imai@takukken.or.jp
FAX：048-811-1821

お問い合わせ先：048-811-1840
〔事業推進課 今井〕